

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示の一部改正 (会計課) | 317 |
| ○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (生活衛生課) | 〃 |
| ○食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設等の登録内容の変更 () | 318 |
| ○京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (建築指導課) | 〃 |

| 公 告 | |
|--|-----|
| ○一般競争入札の実施 (保健環境研究所) | 328 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (中丹広域振興局) | 330 |
| ○土地改良区役員の就退任届 (丹後広域振興局) | 331 |
| ○土地改良区連合役員の住所変更届 (南丹広域振興局) | 〃 |
| ○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、山城北土木事務所、山城南土木事務所) | 332 |

府 議 会

| | |
|------------------------------|---|
| ○京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程 | 〃 |
|------------------------------|---|

告 示

京都府告示第240号

京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示(昭和60年京都府告示第227号)の一部を次のように改正し、令和6年5月20日から施行する。

令和6年5月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表同加悦谷支店の項中「京都府与謝郡与謝野町字幾地904番地」を「京都府与謝郡与謝野町字四辻65番地」に改める。

京都府告示第241号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和6年5月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 主催者の名称及び所在地
名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
名 称 公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
所在地 京都市南区東九条下殿田町70
- 第1型研修(クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。)及び第1型講習(クリーニング業務に従事する者が出席して受講するものをいう。以下同じ。)の日程及び会場
(1) 第1型研修

| 開 催 年 月 日 | 会 場 | 予定人員 |
|----------------------|---------------------------|------|
| 令和6年 12月1日 (日) | 京都テルサ (京都市南区東九条下殿田町70) | 40人 |

- (2) 第1型講習

| 開 催 年 月 日 | 会 場 | 予定人員 |
|-----------------------|---------------------------|------|
| 令和6年 10月17日 (木) | 京都テルサ (京都市南区東九条下殿田町70) | 40人 |

- 第2型研修(クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。)及び第2型講習(クリーニング業務に従事する者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。)の受付開始日、受付締切日及びレポートの提出締切日並びに受講対象者

(1) 第2型研修

| 区 分 | 日 程 | 受講対象者 | 予定人員 |
|------------|---------------|---------------|------|
| 受付開始日 | 令和6年10月15日(火) | 第1型研修の受講が困難な者 | 60人 |
| 受付締切日 | 令和6年11月18日(月) | | |
| レポートの提出締切日 | 令和6年12月11日(水) | | |

(2) 第2型講習

| 区 分 | 日 程 | 受講対象者 | 予定人員 |
|------------|---------------|---------------|------|
| 受付開始日 | 令和6年8月28日(水) | 第1型講習の受講が困難な者 | 50人 |
| 受付締切日 | 令和6年10月1日(火) | | |
| レポートの提出締切日 | 令和6年10月25日(金) | | |

5 第1型研修及び第1型講習の科目及び時間数

| 科 目 | 時 間 数 |
|----------------|-------|
| 衛生法規及び公衆衛生 | 1時間 |
| 洗濯物の受取、保管及び引渡し | 1 |
| 洗濯物の処理 | 1 |
| 繊維及び繊維製品 | 1 |

6 第2型研修及び第2型講習の科目及びレポートの課題

| 科目及びレポートの課題 |
|----------------|
| 衛生法規及び公衆衛生 |
| 洗濯物の受取、保管及び引渡し |
| 洗濯物の処理 |
| 繊維及び繊維製品 |

7 受講料

- (1) 第1型研修及び第2型研修 5,000円
- (2) 第1型講習及び第2型講習 4,500円

8 受講についての問合せ先

公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
(電話 (075) 661-6661)

京都府告示第242号

食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第16条(同令第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設から次のとおり変更の届出があった。

令和6年5月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 養成施設の名称及び所在地

- (1) 養成施設の名称
京都府立大学農学食科学部栄養科学科食品衛生課程
- (2) 養成施設の所在地
京都市左京区下鴨半木町1番地5

2 変更事項及び内容

- (1) 変更事項
養成施設の名称の変更
- (2) 変更内容

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------------------------|-------------------------|
| 京都府立大学生命環境学部食保健学科食品衛生課程 | 京都府立大学農学食科学部栄養科学科食品衛生課程 |

3 変更年月日

令和6年4月1日

京都府告示第243号

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年5月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱(平成25年京都府告示第636号)の一部を次のように改正する。
第2条第4号中「耐震改修の設計であって、」を削り、「基づき行うもの」を「規定する耐震化のための計画の策定」に改める。

別表の1の項を次のように改める。

| | | | |
|----------------------|----------------------|---|--|
| 1 要緊急安全確認大規模建築物に係る事業 | 要緊急安全確認大規模建築物の存する市町村 | 1 要緊急安全確認大規模建築物の所有者(当該所有者の同意を得た者を含む。以下同じ。)が当該要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震設計又は建替えの設計を実施するために要する経費(以下「対象耐震設計等経費」という。)に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 | 市町村が補助する要緊急安全確認大規模建築物ごとの対象耐震設計等経費の額(当該対象耐震設計等経費の額が基準限度額を超える場合は、当該基準限度額)を合算した額に6分の1を乗じて得た額と補助対象経費の額から国要綱に基づき国が当該市町村に交付する補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を比較していずれか少ない額 |
| | | 2 要緊急安全確認大規模建築物の所有者が当該要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震改修、除却又は建替えを実施するために要する経費(以下「対象耐震改修等経費」という。)に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 | 次に掲げる額を合算した額(当該額が1,150万円を超える場合は、1,150万円) (1) 市町村が補助する要緊急安全確認大規模建築物ごとの対象耐震改修等経費の額(当該対象耐震改修等経費の額が要緊急安全確認大規模建築物の面積1平方メートルにつき5万1,200円(知事が別に定める工法による場合は8万3,800円、それ以外の工法による場合で、耐震診断の結果、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に規定する構造耐震指標(以下「I s 値」という。)が0.3未満相当である場合は5万6,300円)を乗じて得た額を超える場合は、当該額の5.75パーセントに相当する額(以下「基準額」という。)を合算した額 (2) 次に掲げる額のいずれか低い額 ア 基準額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額 イ 補助対象経費の額から国要綱に基づき国が当該市町村に交付する補助金の額に(1)の額を加えて控除した額に3分の1を乗じて得た額 |
| | 要緊急安全確認大規模建築物の所有者 | 対象耐震改修等経費 | 補助対象経費の額(当該対象経費の額が要緊急安全確認大規模建築物の面積1平方メートルにつき5万1,200円(知事が別に定める工法による場合は8万3,800円、それ以外の工法による場合で、耐震診断の結果、I s 値が0.3未満相当である場合は5万6,300円)を乗じて得た額を超える場合は、当該額の5.75パーセントに相当する額(当該算出した額が1,150万円を超える場合は、1,150万円) |

別表の備考の1の(2)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の備考の1に次のように加える。

(3) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第1項に規定する住宅等を新築する行為に該当するものにあつては、同条第5項の規定による公表に係るものである場合

別記第1号様式の(その1)中「建替えにあつては、」を「除却又は建替えにあつては、」に、「建替えの概要」を「除却又は建替えの概要」に改め、同様式の別紙1中「耐震改修」を「耐震改修、除却」に改め、同様式の別紙2の2を次

のように改める。
2 耐震改修、除却又は建替え

| 番号 | 所有者の氏名 又は名称及び 代表者名 | 建築物の名称 | 建築物の所 在地 | 用途、階数及 び区分 | 延べ面積 | 対象耐震改修 等経費(A) | (A)×5.75 ^{パー} ーセント(B) | 補助対象経費 (C) | 国の補助金の 交付額(D) | (B)×1/2 (E) | ((C)-(B)+ (D))×1/3 (F) | 補助額 | 摘要 |
|----|--------------------------|--------|-------------|---------------|----------------|------------------|-----------------------------------|---------------|------------------|----------------|------------------------------|-----|----|
| | | | | | m ² | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | 計 | | | | | | | | |

- 注 1 建築物ごとに記入してください。
2 令附則第2条第1項第2号のイからへまでに掲げる建築物の区分のいずれの区分に該当するかを「区分」に記入してください。
3 「補助額」欄には、(E)と(F)のうち少ない額と(B)を合算した額を記入してください。
4 「補助額」欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。
5 「摘要」欄には耐震改修、除却又は建替えの別を記入してください。
6 「延べ面積」欄には、耐震改修にあつては耐震改修後における建築物の延べ面積を、除却又は建替えにあつては現に存する建築物の延べ面積を記入してください。

別記第1号様式の(その1)の次に次のように加える。

(その1の2)

番 号
年 月 日

京都府知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付申請書
(要緊急安全確認大規模建築物に係る事業分)

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助事業の実施予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 補助金交付申請額 金 円

4 添付書類

(1) 交付申請内容内訳書（別紙1）

(2) 交付申請額内訳書（別紙2）

(3) 収支予算書（別紙3）

(4) 耐震改修にあつては、建築物別にまとめた次の書類（イからオまでについて、第7条の規定による耐震設計の実績報告書に添付したものと同一書類である場合は、その旨を記した書類の添付に代えることができます。）

ア 耐震設計の概要を記した書類

イ 耐震設計の各図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）

ウ 耐震設計の構造計算書

エ 耐震設計の耐震性を証する書類の写し

オ 耐震設計の耐震性を証するための審査の申請書の副本の写し（当該申請書にアからウまでの書類と同一書類の添付がある場合は、当該書類の写しの添付を省略することができます。）

カ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「令」という。）第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の耐震改修の事業にあつては、その他知事が必要と認める書類

(5) 除却又は建替えにあつては、建築物別にまとめた次の書類（イ及びウについて、第7条の規定による建替えの設計に係る実績報告書に添付したものと同一書類である場合は、その旨を記した書類の添付に代えることができます。）

ア 除却又は建替えの概要を記した書類

イ 建替えの設計に係る各図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）

ウ 建替えに係る構造計算書

エ 令第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の建替えの事業にあつては、その他知事が必要と認める書類

別紙1

交 付 申 請 内 容 内 訳 書

| 区 分 | 棟 数 | 交 付 申 請 額 | 摘 要 |
|--------------|-----|-----------|-----|
| 耐震改修、除却又は建替え | 棟 | 円 | |
| 計 | | 円 | |

別紙2

交付申請額内訳書

1 耐震改修、除却又は建替え

| 番号 | 所有者の氏名又は名称及び代表者名 | 建築物の名称 | 建築物の所在地 | 用途、階数及び区分 | 延べ面積 ㎡ | 補助対象経費(A) 円 | 補助額 (A)×5.75パーセント (B) 円 | 摘要 |
|----|------------------|--------|---------|-----------|-----------|----------------|----------------------------------|----|
| | | | | | | | | |
| | | | | | 計 | | | |

- 注 1 建築物ごとに記入してください。
 2 令附則第2条第1項第2号のイからへまでに掲げる建築物の区分のいずれの区分に該当するかを「区分」に記入してください。
 3 「補助額」欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。
 4 「摘要」欄には耐震改修、除却又は建替えの別を記入してください。
 5 「延べ面積」欄には、耐震改修にあつては耐震改修後における建築物の延べ面積を、除却又は建替えにあつては現に存する建築物の延べ面積を記入してください。

別紙3

収 支 予 算 書

収入の部

| 区 分 | 予 算 額 | 摘 要 |
|-----|-------|-----|
| | | |
| 計 | | |

支出の部

| 区 分 | 予 算 額 | 摘 要 |
|-----|-------|-----|
| | | |
| 計 | | |

別記第2号様式の(その1)中「建替えの変更にあつては」を「除却又は建替えの変更にあつては」に、「建替えの概要」を「除却又は建替えの概要」に改める。

別記第2号様式の(その1)の次に次のように加える。

(その1の2)

番 号
年 月 日

京都府知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）年度京都府大規模建築物等耐震化支援事業補助金変更承認申請書
（要緊急安全確認大規模建築物に係る事業分）

年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定のあつた上記補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので、京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱に基づき、承認を申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 変更による申請額 金 円
- 3 変更の理由
- 4 添付書類
 - (1) 変更交付申請内容内訳書（別記第1号様式の（その1の2）の別紙1に準じて作成してください。）
 - (2) 変更交付申請額内訳書（別記第1号様式の（その1の2）の別紙2に準じて作成してください。）
 - (3) 収支予算書（別記第1号様式の（その1の2）の別紙3に準じて作成してください。）
 - (4) 耐震改修の変更にあつては、当該変更に係る建築物別にまとめた次の書類（イからオまでについて、第7条の規定による実績報告書に添付したものと同一書類である場合は、その旨を記した書類の添付に代えることができます。）
 - ア 耐震設計の概要を記した書類
 - イ 耐震設計の各図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）
 - ウ 耐震設計の構造計算書
 - エ 耐震設計の耐震性を証する書類の写し
 - オ 耐震設計の耐震性を証するための審査の申請書の副本の写し（当該申請書にアからウまでの書類と同一書類の添付がある場合は、当該書類の写しの添付を省略することができます。）
 - カ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「令」という。）第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の耐震改修の事業にあつては、その他知事が必要と認める書類
 - (5) 除却又は建替えの変更にあつては、当該変更に係る建築物別にまとめた次の書類（イ及びウについて、第7条の規定による実績報告書に添付したものと同一書類である場合は、その旨を記した書類の添付に代えることができます。）
 - ア 除却又は建替えの概要を記した書類
 - イ 建替えの設計に係る各図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）
 - ウ 建替えの設計に係る構造計算書
 - エ 令第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の建替えの事業にあつては、その他知事が必要と認める書類

別記第3号様式の（その1）中「建替えにあつては」を「除却又は建替えにあつては」に、「建替えの概要」を「除却又は建替えの概要」に改める。

別記第3号様式の（その1）の次に次のように加える。

(その1の2)

番 号
年 月 日

京都府知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）年度京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金実績報告書
(要緊急安全確認大規模建築物に係る事業分)

年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定のあつた上記補助金に係る事業を完了しましたので、京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 金 円

精 算 額 金 円

2 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 交付申請内容内訳書（別記第1号様式の（その1の2）の別紙1に準じて作成してください。）
- (2) 補助金精算額内訳書（別記第1号様式の（その1の2）の別紙2に準じて作成してください。）
- (3) 収支決算書（別記第1号様式の（その1の2）の別紙3に準じて作成してください。）
- (4) 耐震設計にあつては、建築物別にまとめた次の書類
 - ア 改修設計の耐震性の概要を記した書類
 - イ 耐震設計に係る図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）
 - ウ 耐震設計に係る構造計算書
 - エ 耐震設計の耐震性を証する書類の写し
 - オ 耐震設計の耐震性を証するための審査の申請書の副本の写し（当該申請書にアからウまでの書類と同じ書類の添付がある場合は、当該書類の写しの添付を省略することができます。）
- (5) 建替えの設計にあつては、建築物別にまとめた次の書類
 - ア 建替えの設計に係る概要を記した書類
 - イ 建替えに係る図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）
 - ウ 建替えに係る構造計算書
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (6) 耐震改修にあつては、建築物別にまとめた次の書類
 - ア 耐震改修の結果が耐震設計内容に適合することを証する書類
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「令」という。）第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の耐震改修の事業にあつては、その他知事が必要と認める書類
- (7) 除却又は建替えにあつては、建築物別にまとめた次の書類
 - ア 除却又は建替えの概要を記した書類
 - イ 令第8条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号から第16号まで又は第19号に掲げる建築物の耐震改修の事業にあつては、その他知事が必要と認める書類
 - ウ 建替えに係る図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）
 - エ 建替えに係る構造計算書
 - オ その他知事が必要と認める書類

別記第4号様式の(その1)の次に次のように加える。

(その1の2)

番 号
年 月 日

京都府知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度京都府大規模建築物等耐震化支援事業全体設計(変更)承認申請書
(要緊急安全確認大規模建築物に係る事業分)

要緊急安全確認大規模建築物の について全体設計の(変更)承認を受けたいので、京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

2 建築物概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 階数 地上 階/地下 階
- (4) 構造
- (5) 面積 延床面積 m²
- (6) 建築年月

3 補助事業の実施予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

| | | | |
|---------|-----|---|---|
| 4 全体設計額 | 全体 | 金 | 円 |
| | 1年目 | 金 | 円 |
| | 2年目 | 金 | 円 |
| | 3年目 | 金 | 円 |

5 添付書類

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 工程表(年度毎の出来高が分かるもの)
- (4) 見積書(年度毎の出来高が分かるもの)
- (5) その他知事が必要と認める書類

附 則

この告示は、令和6年5月17日から施行し、この告示による改正後の京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和6年5月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

イオンクロマトグラフ誘導結合プラズマ質量分析計賃貸借 一式

(2) 納入期限等

ア 機器等の納入期限

契約日以降で京都府が指示する日

イ 機器の賃貸借期間

令和6年10月1日から令和13年9月30日まで

(3) 納入場所

仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒612-8369 京都市伏見区村上町395

京都府保健環境研究所企画連携課

電話番号 (075) 621-4067

ファクシミリ番号 (075) 612-3357

(3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年5月17日（金）から令和6年6月10日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの

期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「賃貸借」—小分類「その他」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した業務と同種の業務を履行した実績があること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

2の(1)と同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ「特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の随時受付について」(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年5月28日(火)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和6年6月27日(木)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年6月28日(金)午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和6年6月27日(木)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和6年6月28日(金)午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「イオンクロマトグラフ誘導結合プラズマ質量分析計賃貸借 一式(税抜き)」の金額とし、一切の諸経費を含めた金額を記入すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、一旦入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参により提出した後は、開札の前夜

を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで(紙入札者にあつては、(1)のウの(ア)の場所に提出するまでをいう。)は入札を辞退することができる。この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のウの(ア)の提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(9) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- 6 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 7 契約書作成の要否
要する。
- 8 入札保証金
免除する。
- 9 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の 5 相当額の違約金を徴収する。
- 10 契約保証金
免除する。
- 11 その他
 - (1) 1 から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 詳細は、入札説明書による。
 - (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
 - (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
 - (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

12 Summary

- (1) Contents of the contract:
Lease of ion chromatograph inductively coupled plasma mass spectrometer One set
- (2) Contract period:
From October 1st, 2024 to September 30th, 2031
- (3) Sections in charge of the contract:
 - a. Name and location of the office in charge of the bid;
Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City 602-8570
Tel: (075) 414-5442 Fax: (075) 414-5450
 - b. Name and location of the office in charge of the contract;
Planning and Collaboration Division, Kyoto
Prefectural Institute for Health and Environment

395 Murakami-cho, Fushimi-ku, Kyoto City 612-8369

Tel: (075) 621-4067 Fax: (075) 612-3357

- (4) Period for online bid notification:
From 8:30 a.m. to 5:15 p.m. from Friday, May 17th, 2024 to Monday, June 10th, 2024 (excluding Sundays and Saturdays)
- (5) Period for online submission of bid qualification confirmation documents:
From 8:30 a.m. to 5:15 p.m. from Friday, May 17th, 2024 to Monday, June 10th, 2024 (excluding Sundays and Saturdays)
- (6) Bid procedures:
 - a. Bid period via the online procurement system or delivery by hand;
From 8:30 a.m. to 5:15 p.m. on Thursday, June 27th, 2024 and from 8:30 a.m. to 10:00 a.m. on Friday, June 28th, 2024
 - b. Deadline for bid submissions by post;
5:00 p.m. on Thursday, June 27th, 2024
 - c. Address for bid submissions by post or delivered by hand;
Submit to: Director of Tender Division,
Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, 602-8570
- (7) Bid results will be revealed:
10:15 a.m. on Friday, June 28th, 2024

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ア 大和リース株式会社
大阪市中央区農人橋二丁目 1 番36号
代表取締役 北 哲弥
 - イ 株式会社京滋マツダ
京都市南区吉祥院向田西町 1 番地

- 代表取締役 田嶋 誠治
 (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレスポ福知山・京滋マツダ福知山店
 福知山市字篠尾小字長ヶ坪115番7ほか
 (3) 変更の内容

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 | 変更理由 |
|------------------------------------|--|--|---------------|---------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 | 株式会社さとう 福知山市字上紺屋15番地 代表取締役 佐藤 総二郎 ほか9業者 | 株式会社さとう 福知山市字上紺屋15番地 代表取締役 佐藤 総二郎 ほか8業者 | 令 6. 1. 31 | 小売業を行う者の退店のため |

- 2 届出年月日
 令和6年4月22日
 3 縦覧場所
 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
 4 縦覧期間
 令和6年5月17日から令和6年9月17日まで
 5 意見書の提出先
 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



網野町字俵野土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年5月17日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 就任役員
 (1) 理事

| 住 所 | 氏 名 |
|--------------|---------|
| 京丹後市網野町俵野100 | 井 上 満 博 |
| 〃 〃 〃 181 | 井 上 裕 成 |
| 〃 〃 〃 1043 | 吉 岡 政 秋 |
| 〃 〃 木津545 | 松 本 貴 行 |
| 〃 〃 俵野254の1 | 吉 岡 裕 仁 |
| 〃 〃 浜詰30の1 | 東 晴 司 |

| | |
|--------------|---------|
| 京丹後市網野町俵野155 | 井 上 貴 文 |
|--------------|---------|

- (2) 監事

| 住 所 | 氏 名 |
|--------------|---------|
| 京丹後市網野町俵野157 | 柴 野 直 敏 |
| 〃 〃 〃 163 | 井 上 敦 夫 |
| 〃 〃 木津83 | 鶴 原 義 和 |

2 退任役員

- (1) 理事

| 住 所 | 氏 名 |
|---------------|---------|
| 京丹後市網野町浜詰33の4 | 吉 岡 清 志 |
| 〃 〃 俵野181 | 井 上 裕 成 |
| 〃 〃 〃 1043 | 吉 岡 政 秋 |
| 〃 〃 〃 100 | 井 上 満 博 |
| 〃 〃 〃 157 | 柴 野 直 敏 |
| 〃 〃 〃 102 | 井 上 渡 |
| 〃 〃 木津545 | 松 本 貴 行 |
| 〃 〃 俵野254の1 | 吉 岡 裕 仁 |
| 〃 〃 浜詰30の1 | 東 晴 司 |

- (2) 監事

| 住 所 | 氏 名 |
|--------------|---------|
| 京丹後市網野町俵野163 | 井 上 敦 夫 |
| 〃 〃 〃 166 | 井 上 雅 夫 |
| 〃 〃 浜詰741 | 高 田 博 史 |



上桂川用水土地改良区連合の役員の住所変更に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり役員の新旧住所の届出があった。

令和6年5月17日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

| | |
|--------------------|-------------------|
| 住所変更を行った役員 (理事) | 桂 川 孝 裕 |
| 新 住 所 | 亀岡市曾我部町西条下檀ノ上17の3 |
| 旧 住 所 | 〃 〃 穴太東ノ辻46 |



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年5月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市井ノ内上東ノ口8から11まで、井ノ内東ノ口11の2、市有地
(関連区域)
長岡京市井ノ内下東ノ口11の3の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町32
株式会社山中商事
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市木幡南山48の1、48の16、49の1の一部、49の2、49の3
(関連区域)
宇治市木幡南山46の2の一部、48の9から48の15まで、48の17、50の1の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市下京区河原町通五条東入御影堂町5
京都建物株式会社
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市槇島町大川原27
(関連区域)
宇治市槇島町大川原27の3の一部、27の6の一部、29の2の一部、38の2の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市伏見区向島上林町32の1
共栄テック株式会社
- 4(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市木津清水27の7、93、94
(関連区域)
木津川市木津清水27の一部、27の14の一部、112の1の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
枚方市牧野阪二丁目8の2 3F
御浜住宅株式会社
- 5(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市木津清水30
(関連区域)

木津川市木津清水33の一部、市有地
(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
枚方市牧野阪二丁目8の2 3F
御浜住宅株式会社

府 議 会

京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月17日

京都府議会議長 石 田 宗 久

京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

京都府議会個人情報保護条例施行規程（令和5年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

第4条第1号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第2項第2号中「保有個人情報」の右に「（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

附 則

この規程は、令和6年5月17日から施行する。